

学生各位

新型コロナウイルス感染症への対応について（第20版）

青森県立保健大学危機管理対策本部

本学における対応については、青森県対処方針に基づき、危機管理対策本部が状況に応じて随時決定しますので、以下に従って行動するとともに、感染拡大防止に留意してください。

現在、青森県では、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に広まっているため、感染防止対策を徹底し、人と人との接触を減らすことが重要になっています。

緊急時の措置として、より厳しい対策をとることもあり、その場合は、キャンパスメイトで周知しますので、毎日、キャンパスメイトを確認してください。

1 授業及び臨地実習について

(1) 対面授業について

対面授業を継続しますので、授業の際はマスクを着用し、換気については、教員等の指示に従ってください。

(2) 遠隔授業について

全面的な学内の遠隔授業への移行については、感染拡大の状況を踏まえて、大学が判断し、学生・教員等に周知しますので、遠隔授業を受けられる環境の整備をしてください。

(3) 臨地実習について

臨地実習の受入れ先施設等が求める感染対策を遵守する必要があるため、担当教員の指示に従ってください。

2 外出について

(1) 外出する際は、必ずマスクを着用し、人との適切な距離（できるだけ2m、最低1m：ソーシャルディスタンス）を保ち、①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話・発声する密接場面のすべてを避けるとともに以下に留意してください。

ア イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、感染リスクを低減させるため、前述の密閉、密集、密接を避ける「ゼロ密」を目指してください。

イ 会食は、「普段から一緒にいる人（家族等）」と「少人数」で行うようにし、特に歓迎会、送別会等の大人数での会食や飲み会は自粛してください。

また、飲食中も会話時は必ずマスクを着用し、短時間・適度な酒量で行ってください。

ウ 会食等で飲食店等を利用する場合は、都道府県から感染防止対策の認証を受けた飲食店を利用するとともに、大声を出す行動（大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）は自粛してください。

カラオケなど密閉された空間で大声を出す施設の複数での利用は自粛してください。

また、体調が悪い場合は参加しないでください。

※都道府県による感染防止対策の認証は、本県では「あおり飲食店感染防止対策認証制度」として実施しており、他都道府県においても、同様の認証制度を実施しています。認証基準に基づき、感染防止対策を適切に実施する飲食店を認証する制度で、本県では、認証された飲食店に対し認証書及び認証ステッカーを交付し、あおり飲食店感染防止対策認証制度ホームページで公表しています。

エ 祭りやイベントについては、主催者等が実施する感染防止対策を事前に確認の上、ルールを守って参加してください。

また、参加する場合は、その前後も含め、人混みを避け、感染リスクが高まる行動は自粛してください。

- (2) 公共交通機関は、混んでいる時間帯を避け、マスクを着用して利用してください。
- (3) 手洗い、咳エチケット等の感染対策を徹底してください。

3 自宅等における感染対策について

- (1) 毎朝、検温等の健康観察を行ってください。
- (2) 手洗い・手指消毒を徹底してください。

4 学内における行動について

- (1) マスクを着用し、定期的な換気を実施してください。なお、各教室等に、換気に係る具体的な指示事項を掲示していますので、教員の指示に基づき、換気を実施してください。
- (2) 食堂を利用する際は、利用前にパーテーションを除菌ティッシュ等で拭いてください。密を避けるために、コミュニティホールの積極的利用及び昼休みに限った教室での飲食を認めています。

食事をする際は、「黙食」を心掛け、人との距離を十分にとり、飲食中も会話時は必ずマスクを着用してください。

- (3) 居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まります。更衣室、トイレ等の「居場所の切り替わり」に注意してください。

5 アルバイト及び課外活動について

- (1) アルバイトについて
アルバイトを行う際には、感染防止対策を適切に定めている事業主を選び、その感染防止対策に従うとともに、自分自身でも本学の対応方針を基に感染防止対策を徹底してください。

また、アルバイトに関連した飲食や交流はなるべく控えてください。

- (2) 課外活動について
 - サークル活動を可能とします。
ただし、令和3年4月27日（令和4年4月14日改定）にキャンパスメイトにて掲載した「サークル活動における新型コロナウイルス感染拡大防止活動指針」及び各サークルが届け出た「課外活動における運営方針および感染防止対策」に従って、活動してください。
なお、可能なものについては、WEBによる活動を強化するなど、感染拡大防止と課外活動充実の両立を図ることを推奨します。
 - 判断に迷う場合は、教務学生課に相談すること。

6 感染が疑われる症状がある場合について

風邪症状や微熱を含む発熱その他の症状がある場合は、自宅待機の上、保健室又は教務学生課に連絡をして、体調等の聞き取り及び指示を受けてください。その場合、原則として出席停止となります。

連絡先 保健室：017-765-2112

教務学生課：017-765-2007

※上記へ連絡がつかなかった場合 防災センター：017-765-2111

医療機関を受診する際は、以下のとおり対応してください。

(1) かかりつけ医又は学校医

かかりつけ医又は学校医に電話相談してください。

①相談先が対応可能の場合

指定された時間に受診してください。

②相談先が対応不可の場合

案内された他の診療・検査医療機関に相談してください。

(2) かかりつけ医等がない場合又は夜間の場合

県コールセンターに電話してください。

0120-123-801 (24時間受付、土日祝日を含む)

※かかりつけ医とは、普段受診している医療機関をいいます。

※出席停止について

①出席停止とは

学校保健安全法により定められており、感染症に感染している、感染の疑いがある、又は感染する恐れがあるときは学校長が出席を停止させることができます。出席停止となる場合は、解除の指示があるまでは出席できません。

②出席停止期間中の取扱いについて

学習の機会を確保します。

出席停止が解除された際に、担当教員へ相談してください。

7 PCR検査等に関する連絡と対応について

(1) PCR検査等に関する連絡

ア PCR検査対象者となった又は濃厚接触者あるいは接触者となった場合

- 以下のURL又は右記のQRコードにアクセスし、報告してください。

<https://forms.office.com/r/fJNv67hGLM>

大学のホームページからも報告することができます。



- 報告を確認後に、本学から、折り返し電話連絡を行います。
- WEB上で報告が出来ない場合は下記に電話連絡してください。

イ 実習先の求めにより、PCR検査等(抗原検査を含む)を実施する場合

感染の疑いではなく、実習先の求めによりPCR検査等を実施する場合は、実習担当教員へ報告してください。

(ア) 検査結果が陰性だった場合

実習担当教員へ検査結果を報告してください。

(イ) 検査結果が陽性だった場合

保健室及び実習担当教員へ検査結果を報告してください。

また、保健所からの指示に従って対応してください。

(2) 出席停止等の対応

基本的に、PCR検査の結果が陽性となった場合は、新型コロナウイルス感染症が治癒するまでの間、出席停止となります。また、陰性でも、保健所が指示した健康観察期間が経過するまでは、個別に出席停止等の対応を決定します。

(3) 同居の家族等が次に該当する場合、下記に電話連絡してください。

- ・PCR検査対象者となった又は濃厚接触者あるいは接触者となった場合
- ・濃厚接触者ではないが、保健所の指示等により、PCR検査等を受けることになった場合

(電話連絡先)

平日の場合 時間：8:30～15:30 連絡先：017-765-2112 (保健室)

上記に連絡がつかなかった場合 連絡先：017-765-2111 (防災センター)

防災センターからリスクマネジメント担当職員へ連絡します。

8 相談窓口について

メールによる以下の専用相談窓口を開設していますので、利用してください。(平日、日中の回答となります。)

また、教務学生課や総務課の窓口での相談も受け付けていますので、遠慮なく相談してください。

(1) 奨学金、授業料の減免及び実習等宿泊助成について (教務学生課)

新型コロナウイルス感染症対策学生支援窓口

TEL:017-765-2007

E-Mail: support2020@auhw.ac.jp

(2) 授業料の納入猶予に関する相談について (総務課)

TEL:017-765-2006

E-Mail:gakuhi@auhw.ac.jp

(3) ドミトリーへの宿泊の相談について (総務課)

TEL:017-765-2005

(4) その他コロナ対策及びワクチン全般に関すること (経営企画室)

TEL:017-765-2009

E-mail:kikikanri@auhw.ac.jp

9 LINE公式アカウント「青森県-新型コロナ対策パーソナルサポート」について

青森県では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を配信するためのLINE公式アカウントを開設しています。

当該アカウントを「友達」に追加すると、青森県内における感染者の発生状況、その他新型コロナウイルス感染症に関する情報が配信されますので、御活用ください。

友達への追加は右記のQRコードをスキャンする、またはLINEで「青森県 コロナ」又は「@aomori.covid-19」と検索してください。



10 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) の活用について

厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」を活用することで、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受け取ることができ、それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや

外出の自粛など適切な行動をとることができます。

なお、個人情報等は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されます。

アプリのインストール方法等詳しくは、以下の URL 若しくは QR コードにアクセスし、確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



11 情報共有について

本方針は基本的な事項を記載したものであり、具体的な取扱いは、各教員からの指示に従ってください。今後も、キャンパスメイトにより情報を配信しますので、毎日、確認してください。

12 対応の更新について

第1版	令和2年10月9日	制定
第2版	令和2年11月11日	改定
第3版	令和2年12月1日	改定
第4版	令和2年12月15日	改定
第5版	令和3年1月8日	改定
第6版	令和3年1月14日	改定
第7版	令和3年2月5日	改定
第8版	令和3年3月23日	改定
第9版	令和3年4月6日	改定
第10版	令和3年4月16日	改定
第10版	令和3年4月22日	別紙改定
第11版	令和3年4月27日	改定
第12版	令和3年5月12日	改定
第12版	令和3年5月17日	別紙改定
第12版	令和3年5月24日	別紙改定
第12版	令和3年5月24日	別紙改定
第12版	令和3年5月31日	別紙改定
第12版	令和3年6月30日	別紙改定
第12版	令和3年7月12日	別紙改定
第12版	令和3年8月3日	別紙改定
第12版	令和3年9月3日	別紙改定
第12版	令和3年9月14日	別紙改定
第13版	令和3年11月1日	改定
第14版	令和3年12月8日	改定
第15版	令和4年1月21日	改定
第16版	令和4年2月4日	改定
第17版	令和4年2月21日	改定
第18版	令和4年3月7日	改定
第19版	令和4年3月16日	改定
第20版	令和4年4月15日	改定